

**朝倉市
第2次
国土利用計画**

福岡県 朝倉市

前 文	1
第 1 章 市土の利用に関する基本構想	4
1. 市土の特性と土地利用の動向	4
1) 市土の特性	4
2) 土地利用の動向	5
2. 市土利用の基本方針	6
1) 基本理念	6
2) 基本方針	7
3. 利用区分別の市土利用の基本方向	8
1) 農用地	8
2) 森林	9
3) 水面、河川、水路	9
4) 道路	11
5) 宅地	13
6) その他	15
7) 市街地（人口集中地区）	15
第 2 章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	18
及びその地域別の概要	
1. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	18
1) 目標年次	18
2) 将来人口フレーム	18
3) 目標値	19
2. 地域別の概要	20
1) 地域区分	20
2) 地域別の概要	20
第 3 章 第 2 章に掲げる事項を達成するために	26
必要な措置の概要	
土地利用現況図	31
土地利用構想図	33
参考資料	38
1. 計画説明資料	38
1) 利用区分の定義及び把握方法	38
2) 人口及び世帯の推移と見通し	41
3) 利用区分別土地利用の推移と目標	42
2. 用語集	51

前 文

朝倉市国土利用計画は、「公共の福祉の優先、土地の有効利用の推進、自然環境への配慮」に配慮しつつ、本市の総合計画の基本構想実現のため、「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる朝倉」を基本理念とし、市土の総合的かつ計画的な利用を図ることを目的とします。

本計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、第 4 次福岡県国土利用計画を基本とし、第 2 次朝倉市総合計画の基本構想に即して定めたものです。

なお、本計画は、適宜、経済・社会の変化に対応して検討を行い、必要に応じて見直しを行うものとしします。

第1章 市土の利用に関する基本構想

第1章 市土の利用に関する基本構想

1.市土の特性と土地利用の動向

1)市土の特性

(1)自然的特性

本市は福岡県のほぼ中央に位置し、北側は福岡都市圏に近接し、南側は久留米都市圏に接しています。また、本市の東側では大分県日田市と接しています。本市の面積は 24,671ha であり、福岡県内では北九州市、八女市、福岡市に次ぐ広さを有します。

本市の気候は、北側を筑紫山地が遮っていることから、玄界灘に面した諸都市に比して冬季の日照に比較的恵まれるとともに、昼夜間の気温差が大きく、風の弱い内陸型の特徴を示しています。年間平均気温は 15.7℃、年間平均降雨量は 1,904.6mm で、県平均 1,612.3mm を上回っています。

本市の地形は、北部から東部にかけて、筑紫山地に連なる古処山、馬見山など 800～1,000m 級の山々がそびえています。この山地の中に福岡市など周辺地区への水資源供給の役割を担う江川ダム、寺内ダム及び小石原川ダムの 3 つのダムがあります。南部及び西部は、筑紫平野に位置し、筑後川によって形成された沖積地と、小石原川や佐田川など筑後川の支流によって形成された洪積台地からなっています。

本市の表層地質は、山地部では古生代の変成岩類、中生代の花崗閃緑岩類などが占めています。低地部では、粘土や砂、礫などの堆積層からなっています。

(2)立地特性・交通特性

本市は、直線距離で福岡市から約 30km、久留米市から約 16km の位置にあります。本市を横断する朝倉街道（現在の国道 386 号とほぼ重複）は、北西に向かうと太宰府、博多に、南東に向かうと日田に至ります。また、縦断する秋月街道は、北東に向かうと小倉に、南西に向かうと久留米に至っています。かつて、本市は九州北部の各地を結ぶ街道の結節点であり、交通の要衝として重要な位置にありました。

現在は、本市の南部を大分自動車道が横断し、甘木、朝倉、杷木の 3 つのインターチェンジが整備されています。また、国道 322 号、386 号、500 号などの幹線道路による道路網が整備されています。

鉄道は、甘木駅を起点とする 2 つの鉄道、甘木鉄道と西日本鉄道甘木線が、それぞれ、JR 鹿児島本線基山駅、西日本鉄道久留米駅とを結んでいます。

これら道路や鉄道などの交通網により本市は、福岡市をはじめとする周辺都市との連携が図られています。

(3)社会経済的特性

本市の人口は 50,273 人、世帯数は 19,415 世帯（令和 2 年国勢調査）です。過去 25 年では、人口は減少傾向を、世帯数は増加傾向を示しています。「平成の合併」以前の甘木市、杷木町、朝倉町の人口動向をみると、戦後は一時横ばいであったものの、昭和 55 年まで減少しています。昭和 60 年には一度増加を示しましたが、それ以降は減少しています。

かつては、平野部の農業と山地の林業、交通の要衝として商業が本市の産業を支えていました。しかし、担い手の高齢化や後継者不足、木材価格の低迷などにより農林業は厳しい生産環境にあります。また、商業についても、交通網の発達により購買行動が広域化し、福岡市などの大都市に消費者が流れるとともに、甘木インターチェンジ周辺などに郊外型の大規模小売店舗（大型店）が立地し、中心市街地では商店街が衰退しています。年間商品販売額の推移をみると、平成 28 年では 102,974 百万円（商業統計調査）を示し、平成 19 年と比して約 17.1% 減少しています。

一方、工業については、交通条件に恵まれていることから、キリンビールやブリヂストンをはじめとする企業の進出が進んでいます。製造品出荷額等の推移とみると、平成 29 年では 302,236 百万円（工業統計調査）を示し、平成 20 年と比して約 0.3% 増加しています。

2)土地利用の動向

本市の土地利用は、北部及び東部が山地を占めていることから、総面積 24,671ha のうち 13,530ha（54.8%）を森林が占め、次いで農用地 5,651ha（22.9%）、宅地 1,665ha（6.7%）、道路 1,066ha（4.3%）、水面・河川・水路 975ha（4.0%）となっています。

宅地のうち、住宅地は 958ha、工業用地は 255ha、商業地などその他の宅地は 452ha です。

平成 21 年から平成 30 年までの土地利用動向をみると、農用地は 148ha 減少しました。森林や水面・河川・水路については、大きな変化はありません。道路については 52ha、宅地については住宅地が 27ha、工業用地は 29ha 増加しています。



2.市土地利用の基本方針

1)基本理念

市土は限られた資源であり、将来にわたって市民が生活し、様々な社会経済活動が展開される場です。この限られた市土を適切に利用、保全し、子や孫の世代に継承していくことが現在の我々の責務です。

そのため、以下に示した「公共の福祉の優先、土地の有効利用の推進、自然環境への配慮、安全に配慮した取り組みの推進」に配慮しつつ、本市の総合計画の基本構想の実現、効率的で効果的な土地利用を推進するために、基本理念を「水と緑を育み 街を潤す 調和のとれた市土の創造」とします。

基本理念

水と緑を育み 街を潤す 調和のとれた市土の創造

□公共の福祉の優先

市土の利用にあたっては公共の福祉を優先することを基本とします。

□土地の有効利用の推進

土地は限られた資源であることから、その活用と保全にあたっては、地域特性を生かした適正な土地利用計画による有効利用を推進します。

□自然環境、農用地、森林の保全への配慮

自然環境、農用地、森林は、多面的な機能を有し、無秩序な開発が進むとその性質上復元が困難であることを踏まえ、その保全に十分な配慮を行いつつ、必要な箇所については、周辺地域の安全や環境を考慮した上で、都市的な土地利用への適正な転換に努めます。

□安全に配慮した取り組みの推進

国や県、地域と協働し、風水害や地震をはじめとする自然災害などに対し、被害を出さないための防災や被害を最小限にとどめる減災など地域強靱化計画に基づいて、ハード事業とソフト事業を総合的に取り組み、平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害と同規模以上の降雨に対応する安全な地域づくりを進めます。

2)基本方針

市土利用の基本理念「水と緑を育み 街を潤す 調和のとれた市土の創造」を踏まえたうえで、以下のように基本方針を定めます。

□中心市街地の再生を図る土地利用の推進

社会情勢の変化、本格的な人口減少社会を迎え、都市部においては、都市のコンパクト化にむけた居住、都市機能の誘導を行います。中心市街地では、既存の都市機能を生かしながら、中心商店街などに商業・サービス機能を補うなど、中心市街地の賑わいを取り戻すとともに、子どもやお年寄りなど交通手段を持たない市民に配慮したまちづくりを進めることで、中心市街地の再生を図ります。

□地域拠点における都市機能の維持・向上を進める土地利用の推進

朝倉地域及び杷木地域の支所周辺では、既存の都市機能を生かすとともに、中心市街地と連携・補完しながら、日常生活の利便性の向上に資する商業・サービス機能を補うなど都市機能の維持・向上を図ります。

□地域コミュニティを維持・活性化する土地利用の推進

集落地における居住環境の整備・充実や生活基盤となる農林業の振興などを進めるとともに、周辺の農業生産環境と調和した適正な土地利用規制により、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

□産業の成長を促す土地利用の推進

3つのインターを有する交通利便性を生かして、企業誘致や用地確保を進め、農林業及び商工業などの産業の成長を促進します。また土地利用の規制・誘導により、農用地や保安林などの農林業生産環境を保全します。

□朝倉市の地域資源の保全と活用を進める土地利用の推進

筑紫山地や筑紫平野の水と緑豊かな自然環境、秋月地区や平塚川添遺跡などの歴史・文化資源、3つのダムなど朝倉市を特徴づける地域資源の保全と活用を進めます。

□市民の安全を守る土地利用の推進

土砂災害や水害をはじめとする自然災害に対する防災施設の整備に協力します。高齢者や障がいのある人、女性、子ども、外国人などの多様な市民に配慮し、市民が安全で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害からの復興に当たっては、防災の観点に加え、自然環境や景観、歴史、文化、生活等を総合的にとらえ、地域の価値や生活の質の向上を目指します。

3.利用区分別の市土地利用の基本方向

1)農用地

□現況

本市の農用地は、田は低地である沖積地に分布し、台地や山麓部には、野菜や果樹が中心に栽培されています。

本市の農業振興地域は、用途地域と山地の一部を除く 15,668ha が指定されており、農用地は 5,535ha、そのうち農用地区域は 4,549ha です。農業振興地域内の農用地における農用地区域の割合は 82.2%です（平成 30 年 12 月 31 日現在：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況より）。

本市の農業は、田では水稻や麦、大豆など、畑では野菜類、樹園地では梨や柿、ぶどうを主要な作物として生産しています。また、乳用牛や肉用牛、鶏などの家畜の飼養も盛んです。

農家の状況をみると、農家数は平成 17 年の 4,390 戸から平成 27 年には 2,683 戸と減少しており、経営耕地面積も平成 17 年の 4,376ha から平成 27 年には 3,941ha と減少しています。

また、農業産出額をみても、平成 17 年の 1,662 千万円から平成 29 年には 1,353 千万円に減少しています。

□基本方針

農用地は、農業生産基盤であることから、農業振興地域整備計画などの計画に基づいて、その維持を基本とし、無秩序な開発を抑制します。

農業振興地域内については、農用地区域内農用地を優良農用地として保全するとともに、必要な地域においては、農業振興を図るための農業生産基盤整備などを進めます。

用途地域内の農用地については、宅地への土地利用転換を計画的に進めるとともに、市街地内における自由空間や緑地空間の確保のため、市民農園などの活用に進めます。

認定農業者や法人経営体への農用地の利用集積を進め、その有効利用と保全を図ります。

○農用地における無秩序な開発の抑制

○農業振興地域内の農用地の保全と農業生産基盤整備の推進

○用途地域内の農用地の計画的な宅地への土地利用転換及び市民農園などの活用

○認定農業者や法人経営体への農用地の利用集積を推進



2) 森林

□ 現況

森林の面積は 13,530ha、市域面積の 54.8%を占めています。そのうち、国有林は 11.9%、民有林は 88.1%となっています。

□ 基本方針

森林は、林業生産基盤であり、朝倉市をはじめ周辺市町村の水源地でもあることから、林業生産環境の保全と水源かん養機能の確保に努めるため、保安林をはじめとする森林の保全を図ります。

市土の保全や良好な自然景観の形成など森林が持つ多面的機能の維持・保全に努めながら、森林空間を生かした交流の場、保養の場、自然環境の学習の場としての活用を図ります。

○保安林をはじめとする森林の保全

○森林が持つ多面的機能の維持・保全と森林空間の活用

3) 水面、河川、水路

(1) 水面

□ 現況

水面は、江川ダムと寺内ダム、小石原川ダムの 3 つのダム湖と、大小のため池、河川等からなり、合計で 338ha あります。

3 つのダムは、本市を含む筑後地域、福岡都市圏の都市用水として利用されています。そのうち、江川ダムと寺内ダムは、両筑平野の農業用水としても利用されています。なお、寺内ダム、小石原川ダムは、洪水調節機能を持つ多目的ダムです。

ため池は、市内北部の山麓に分布しています。これらのため池は、現在でも農業用水として利用されています。

□ 基本方針

朝倉市をはじめ周辺市町村の貴重な水源である山間部では、森林の保全と一体となって水源のかん養に努めます。また、ダム湖周辺の自然環境の保全に努めます。

ダム湖とその周辺を含めた湖面利用を検討し、水と緑に親しむ親水空間としての活用を図ります。

ため池については、農業用水の安定的確保及びため池の決壊防止のため、受益規模や危険度を考慮し、また、周辺の自然環境や生態系保全などに配慮した整備を進めます。

- 森林の保全と一体となった水源のかん養
- ダム湖における親水空間の活用検討
- ため池の自然環境や生態系保全などに配慮した整備の推進

(2)河川

□現況

河川は、一級河川の筑後川が南部を横断し、その支流である小石原川、二又川、佐田川、桂川などの 17 河川とその支川が注ぎ込んでおり、その面積は 551ha です。

□基本方針

「筑後川水系河川整備基本方針」や「筑後川水系河川整備計画」、「筑後川未来空間形成事業推進計画」、「筑後川中流平野右岸圏域河川整備計画」などに基づいて、筑後川流域が有する多面的な機能の総合的な活用を進めていきます。

河川環境に配慮した多自然川づくりや親水空間の創出などに努めた河川整備を推進するとともに、土石流危険渓流などの渓流における砂防施設の整備をはじめとする防災対策を進め、安全な川づくりに努めます。

自然学習など河川空間が有する多面的な機能を生かした公園や憩いの場の整備を図るなど総合的な整備・活用に努めます。

- 筑後川流域が有する多面的な機能の総合的な活用と整備
- 多自然川づくりと安全な川づくりの推進
- 河川空間における総合的な整備・活用

(3)水路

□現況

水路は主として農業用水路であり、ほ場整備事業等で整備され、市街地の一部では公共下水道の雨水幹線の整備も進んでいます。これら水路の面積は 206ha です。

□基本方針

農業用水路は、自然環境や生態系保全などに配慮し、ほ場整備や災害復旧事業（農地改良復旧）と一体となった整備等を進めます。

雨水幹線等は、未整備路線の整備を進めるとともに、下水道整備による生活排水の処理を推進します。

土地利用の変化により水路未整備等に伴う浸水被害箇所の実態調査を行い、課題解決のための検討を行います。

○ほ場整備と一体となった農業用水路の整備

○雨水幹線等における未整備路線の整備

4)道路

(1)高速道路

□現況

高速道路は、大分自動車道が整備済みであり、その面積は 126ha です。

(2)一般道路

□現況

一般道路は、国道 3 路線、県道のほか 1 級市道、2 級市道、その他市道から構成されており、その面積は 672ha です。

幹線道路網を形成する国道・県道のうち、国道 386 号が東西軸を、国道 322 号が南北軸を担っています。国道 386 号は、北西に向かうと筑紫野市に、南東に向かうと大分県日田市に至ります。その国道 386 号は以前は中心市街地を横断していましたが、バイパスが北側を迂回するかたちで整備されました。また、国道 322 号は、北東に向かうと北九州市に、南西に向かうと久留米市に至ります。県道は、本市と周辺の市町村とを結ぶとともに、高速道路のインターチェンジや国道、さらには市内の各地域とを結んでいます。

市街地及びその周辺では、都市計画道路が延長 23.9km 都市計画決定されており、そのうち 17.03km が改良済みとなっています。その改良率は、71.2%です（令和 2 年 3 月 31 日現在）。

□基本方針

道路は、国道や県道の改良整備を促進し、都市間や地域間を結ぶ道路整備を推進します。

都市計画道路については、整備後の効果や必要性等を踏まえ、計画の見直しを検討したうえで、計画的に整備を進めます。整備に当たっては、歩道を整備するなど、歩行者や自転車が安心して通行できる人に優しい道路環境の形成を図ります。

市街地や集落地内の生活道路については、歩道や横断歩道などの交通安全施設の整備のほか、公共施設周辺におけるバリアフリー化などの改良を進め、快適な歩行空間の創出に努めます。

- 国道や県道の改良整備の促進と都市間や地域間を結ぶ道路整備の推進
- 都市計画道路における計画の見直しと計画的な整備の推進
- 市街地や集落地内の生活道路における快適な歩行空間の創出

(3)農林道

□現況

農道は、農道台帳に記載されている路線を集計すると面積は 141ha となります。また、林道も林道台帳に記載されている路線を集計すると面積は 127ha となります。

□基本方針

農林道については、農林地の維持管理や生産性の向上、集落地における居住環境や利便性の向上などを図るとともに、防災や安全確保へ配慮を行い自然環境と調和した整備を進めます。

- 農林道の自然環境と調和した整備

5) 宅地

(1) 住宅地

□ 現況

住宅地は、朝倉市役所周辺の市街地に集中しているほか、朝倉地域や杷木地域の支所周辺、美奈宜の杜地区、集落地などに広がっており、その面積は 958ha です。なお、用途地域（730ha）内の住宅地の利用は、205.5ha（平成 30 年度都市計画基礎調査）となっています。

また、住宅地は年々増加傾向にあり、平成 21 年から平成 30 年までに 27ha 増加しています。

□ 基本方針

住宅地については、人口減少・少子高齢社会を見据え、市街地の無秩序な拡大を抑制するため、主として用途地域内へ誘導を行うものとし、用途地域内の農用地などの低・未利用地の宅地化促進や低層住宅を中心とした既存のストックの活用に努めます。

また、空き家の増加を防ぎ、土地利用の効率化を図るため、居住、都市機能が適正に誘導されるまちづくりを目指します。

美奈宜の杜地区では、自然環境に囲まれた住宅地における良好な生活環境の維持・向上に努め、定住人口の増加を図ります。

集落地など定住人口が減少している地域では、日常生活の利便性の向上に努めるなど定住人口の確保を図り、地域コミュニティの維持・活性化に努めます。

- 市街地の無秩序な拡大の抑制、用途地域内の農用地などの低・未利用地の宅地化促進や既存のストックの活用
- 居住、都市機能が適正に誘導されるまちづくり
- 美奈宜の杜地区における良好な生活環境の維持・向上
- 集落地など定住人口が減少している地域における地域コミュニティの維持・活性化

(2) 工業用地

□ 現況

工業用地は 255ha あり、交通利便性の高い甘木地域の甘木インターチェンジ周辺には大規模な工場が立地しています。

また、地場産業などの中小規模の工場は、市街地内の住宅地との混在もみられます。

□ 基本方針

工業用地については、大分自動車道をはじめ道路網の整備が進んでおり、その交通利便性を生かして、甘木インターチェンジをはじめとする各インターチェンジ周辺等で積極的な工場用地の確保に努めます。

○甘木インターチェンジをはじめとする各インターチェンジ周辺等での積極的な工場用地の確保

(3)その他の宅地

□現況

商業や事務所などが混在するその他の宅地は、甘木地域の中心市街地や甘木インターチェンジ周辺、国道や県道などの幹線道路沿いに分布しており、その面積は 452ha です。

近年、甘木インターチェンジ周辺の幹線道路沿いでは、沿道サービス型の商業施設が立地し、その他の宅地が増加していますが、市全体では、平成 21 年から平成 30 年までに 20ha 減少しています。

□基本方針

中心市街地においては、既存の都市機能を活用するとともに、商工会議所・商工会等との連携により商店街内の空店舗対策、後継者の育成など賑わいの創出、及び商業・サービス機能の強化に努め、商店街の再生を図ります。

甘木インターチェンジ周辺や幹線道路沿いの沿道サービス型の商業施設については、用途地域の拡大や特定用途制限地域の指定などにより適正な土地利用へ誘導します。

○中心市街地における既存の都市機能の活用と商店街の再生
○甘木インターチェンジ周辺における適正な土地利用規制の推進

6) その他

□現況

その他の用地は、上記の土地利用区分に含まれない土地の合計であり、公共・公益施設用地、鉄道軌道用地、学校施設用地などが含まれ、その面積は 1,900ha です。

□基本方針

学校教育施設については、児童・生徒数の減少が進み、新たな土地需要はありませんが、設備の充実に努めるものとします。

公園緑地については、都市計画マスタープランなどに基づいて都市公園の整備に努めるとともに、観光・レクリエーション施設は、それぞれの性格や特性に応じた施設整備や設備の充実を図ります。

住民サービスの拠点となる行政施設、社会教育施設及び社会福祉施設については、各施設へのアクセス性や利便性に配慮するとともに、適正な規模で計画的に整備や設備の充実に努めます。

なお、鉄道軌道用地やゴルフ場については、今後新たな増加を見込みません。

○学校教育施設の設備の充実

○都市公園の整備と観光・レクリエーション施設の施設整備や設備の充実

○行政施設や社会教育施設、社会福祉施設における適正な規模での計画的な整備や設備の充実

7) 市街地（人口集中地区）

□現況

本計画における市街地とは、国勢調査による人口集中地区（DID 地区）を示しており、甘木地域の用途地域が指定されている範囲がおおよそ含まれています。その面積は平成 27 年で 278ha あります。

□基本方針

市街地の無秩序な拡大を抑制するために、用途地域や農用地区域の指定など適正な土地利用規制を行います。

○市街地の無秩序な拡大の抑制のための適正な土地利用規制の推進

第2章 市土の利用目的に応じた 区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

第2章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 及びその地域別の概要

1.市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

1)目標年次

計画の基準年次を平成30年（人口等については、令和2年）、策定年次を令和4年とし、計画の目標年次を令和12年とします。

2)将来人口フレーム

朝倉市の人口は、令和2年の国勢調査では50,273人ですが、年々減少傾向にあります。「朝倉市人口ビジョン（ケース1）」では、令和7年が45,324人、令和12年が42,349人と推計されています。

平成30年に推計された国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」では、令和12年が41,150人、令和22年が33,658人と推計しています。

朝倉市国土利用計画では、「朝倉市人口ビジョン」などを基に、総合的・計画的な土地利用を推進することにより、目標年次の令和12年を44,000人、中間年次である令和7年が46,000人とします。

（単位：人）

	H27 2015	R2 2020 基準年次	R7 2025 中間年次	R12 2030 目標年次	備考
国勢調査	52,444	50,273	－	－	
朝倉市人口ビジョン(ケース1より)	54,161	51,297	45,324	42,349	将来展望人口
国立社会保障・人口問題研究所	54,463	48,659	44,888	41,150	
国土利用計画	－	51,297	46,000	44,000	

資料：「朝倉市人口ビジョン(ケース1)
国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口」

区分		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
人口	総数(人)	59,385	56,355	52,444	50,273	45,324	42,349
	男	27,789	26,284	24,532	23,546	21,228	19,835
	女	31,596	30,071	27,912	26,727	24,096	22,514
	0～14歳	8,223	7,255	6,307	6,071	5,212	4,828
	15～64歳	36,066	33,467	28,952	26,115	22,481	20,582
	65歳以上	15,048	15,560	16,607	18,087	17,631	16,939
世帯	総数(戸)	18,737	19,064	19,088	19,415	19,136	19,160
	平均人員(人)	3.17	2.96	2.75	2.53	2.37	2.21
就業者数	総数(人)	30,041	27,763	26,038	24,108	22,477	20,675
	第1次	5,266	4,141	3,666	3,103	2,207	1,501
	第2次	7,693	6,612	6,216	5,669	4,207	3,312
	第3次	16,937	15,810	14,591	14,163	13,362	12,602

- 注) 1. 平成17年、平成22年、平成27年、令和2年は国勢調査による
 2. 人口割、就業者数割において「分類不能」は、総数のみに算入。
 3. 令和7年、令和12年は朝倉市人口ビジョン（ケース1）による

3)目標値

単位：h

区分	平成30 基準年	令和7 中間年	令和12 目標年	増減 H30-R7	増減 H30-R12	構成比 H30	構成比 R7	構成比 R12
農用地	5,651	5,235	5,147	-416	-504	23	21	21
農地	5,651	5,235	5,147	-416	-504	23	21	21
採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0
森林	13,530	13,530	13,530	0	0	55	55	55
原野	0	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	975	1,093	1,091	118	116	4	4	4
水面	218	338	338	120	120	1	1	1
河川	551	551	551	0	0	2	2	2
水路	206	204	202	-2	-4	1	1	1
道路	1,066	1,072	1,075	6	9	4	4	4
高速道路	126	126	126	0	0	1	1	1
一般道路	672	673	674	1	2	3	3	3
農道	141	146	146	5	5	1	1	1
林道	127	127	129	0	2	1	1	1
宅地	1,665	1,688	1,709	23	44	7	7	7
住宅地	958	976	990	18	32	4	4	4
工業用地	255	257	259	2	4	1	1	1
その他の宅地	452	455	460	3	8	2	2	2
その他	1,784	2,053	2,119	269	335	7	8	9
合計	24,671	24,671	24,671	0	0	100	100	100
市街地（合計の）	278	298	321	20	43	1	1	1

注：市街地は平成27年の数値である。

2.地域別の概要

1)地域区分

地域区分は、都市計画法に基づく都市計画区域の用途地域と白地地域（非線引き白地地域）、準都市計画区域、都市計画区域外及び準都市計画区域外とします。

2)地域別の概要

□用途地域

- 良好な市街地の形成と都市機能の充実を図るため、現在の用途地域の範囲を中心に、適正かつ計画的な土地利用の誘導を進めます。
- 中心市街地では、訪れた人が回遊できる、更には周辺に訪れた人も立ち寄りたくなる取り組み、また空き店舗活用に向けた取り組みを進め、魅力ある中心市街地を形成します。
- 住宅地における居住環境の向上に努めるとともに、日常生活の利便性向上を図るために、都市基盤施設の充実を進めます。
- 大分自動車道をはじめとする広域交通体系の確立にあわせて、工業団地や流通業務施設、商業業務機能のほか、保健・医療・福祉機能や教育・文化機能などを適切に配置します。
- 住工混在地区や用途地域の指定が現状の土地利用と一致していない地区などでは、居住環境の保全に努めるとともに、用途地域の見直しや特別用途地区の指定、地区計画の導入など必要に応じて検討します。

- 適正かつ計画的な土地利用の誘導の推進
- 魅力ある中心市街地の形成
- 日常生活のための都市基盤施設の充実
- 保健・医療・福祉機能、教育・文化機能などの適切な配置
- 住工混在地区等での適切な土地利用制度（用途地域や特別用途地区など）

□非線引き白地地域

- 用途地域の指定のない都市計画区域内では、農林業生産環境に配慮しながら、集落地の居住環境の維持・向上に努め、計画的な土地利用の推進に努めます。
- 用途地域に隣接する地区や幹線道路沿道、甘木インターチェンジ周辺では、周辺の農用地や住宅地との調和を図りながら、用途地域の拡大や特定用途制限地域の指定、地区計画の活用などの土地利用規制と計画的な都市基盤の整備により、良好な市街地の誘導を図ります。
- 重要伝統的建造物群保存地区に選定されている秋月地区の伝統的建造物群保存地区については、歴史的建造物やまちなみ、景観などの保存・保全に努めます。
- 戸建住宅を中心とした美奈宜の杜地区では、日常生活の利便性の向上を図りながら、良好な居住環境の維持に努めます。
- 筑紫平野のまとまった農用地、ほ場整備などの基盤整備を実施した農用地、営農意欲の高い農用地などの優良農用地では、農業生産環境の維持・向上のため、積極的に農用地の保全に努めます。

- 農林業生産環境に配慮した計画的な土地利用の推進
- 幹線道路沿道や甘木インターチェンジ周辺における周辺の農用地や住宅地との調和を図った良好な市街地の誘導
- 秋月伝統的建造物群保存地区におけるまちなみ等の保存・保全
- 美奈宜の杜地区における良好な居住環境の維持
- 筑紫平野のまとまった農用地などの優良農用地における農業生産環境の維持・向上のための農用地の保全

□準都市計画区域

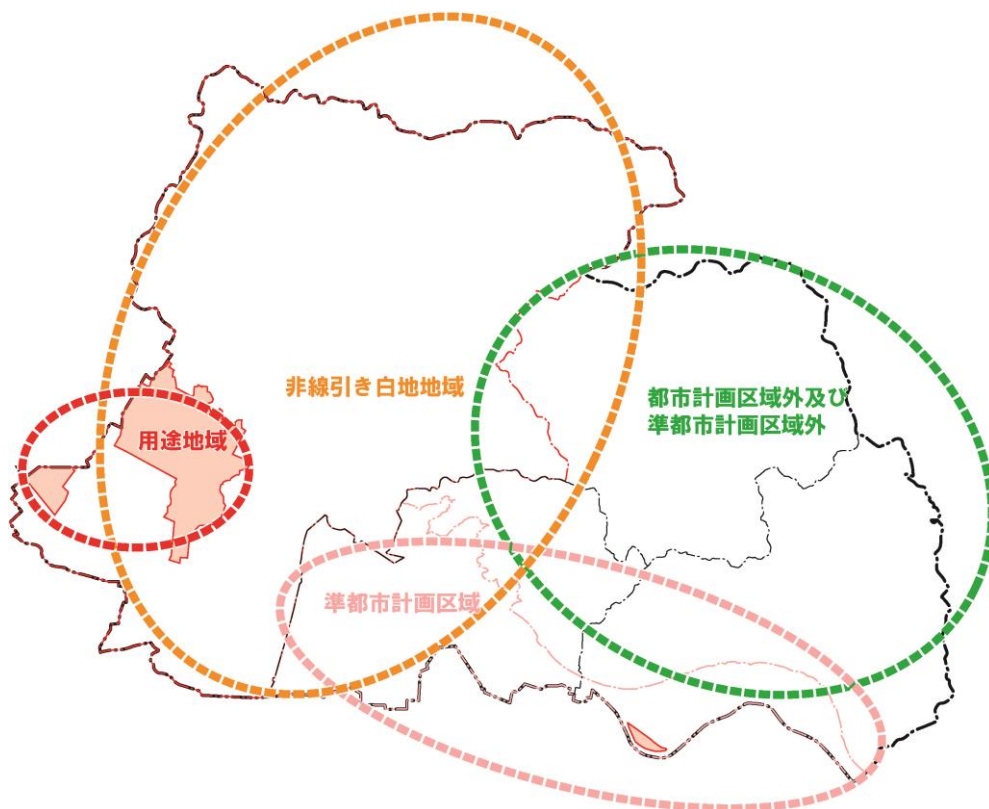
- 旧市町の行政界を主として定められた都市計画区域及び準都市計画区域については、一体的な整備・開発及び保全の観点から、準都市計画区域を都市計画区域に指定変更を検討します。
- 準都市計画区域では、農業生産環境に配慮しながら、集落地の居住環境の維持・向上に努め、計画的な土地利用の推進に努めます。
- 朝倉地域及び杷木地域の市街地周辺では、周辺の農業生産環境に配慮しながら、日常生活における利便性の向上と居住環境の保全に努めます。
- 原鶴地区では、用途地域（商業地域）や特別用途地区（観光地区）において、計画的な土地利用を推進し、賑わいと風情のある温泉観光地の形成を図ります。
- 筑紫山地の森林や筑後川水系の河川などの自然環境や自然景観、筑紫平野を中心に広がる農林業生産環境の保全に努めるとともに、地域の特性に応じて集落地における居住環境の維持・向上を図ります。

- 準都市計画区域を都市計画区域に指定変更の検討
- 農業生産環境に配慮した計画的な土地利用の推進
- 朝倉地域及び杷木地域の既成市街地における利便性の向上と居住環境の保全
- 原鶴地区における用途地域や特別用途地区による計画的な土地利用の推進
- 自然環境や自然景観、農林業生産環境の保全と集落地における居住環境の維持・向上

□都市計画区域外及び準都市計画区域外

○都市計画区域外及び準都市計画区域外では、森林や河川などの自然環境や自然景観、農林業生産環境の保全に努めるとともに、集落地における居住環境の維持・向上を、地域の特性に応じて図ります。

○自然環境や自然景観、農林業生産環境の保全と集落地における居住環境の維持・向上



第3章 第2章に掲げる事項を達成するために 必要な措置の概要

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置は次のとおりです。

□土地利用に関する法律等の適正な運用

本計画に示す土地利用を推進するために、国土利用計画法をはじめ、都市計画法や農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法などの土地利用関係法令を遵守し、これらに基づく土地利用に関する諸計画の策定や見直し、条例等の整備を必要に応じて行います。さらに、諸制度間の総合的な調整・連携の強化により、計画的かつ適正な土地利用の確保を図ります。

なお、その策定にあたっては、パブリックコメントの活用を図るなど市民意見の反映に努めます。

- 国土利用計画法をはじめ、都市計画法や農地法などの土地利用関係法令の遵守
- 土地利用に関する諸計画の策定や見直し、条例等の整備と諸制度間の総合的な調整・連携の強化による計画的かつ適正な土地利用の確保
- パブリックコメントの活用等による市民意見の反映

□地域整備施策の総合的な推進

本計画の基本理念である「水と緑を育み 街を潤す 調和のとれた市土の創造」を実現するために、市街地の活性化と再生とともに、農用地の保全と整備、森林の保全と育成、河川・水面等の保全と活用を図るなど、総合的な地域整備政策を計画的に推進します。

市街地では、回遊性の高い歩行者ネットワークの形成、甘木鉄道・西日本鉄道甘木駅との連携、商店街の活性化を図るなど居住環境の維持・向上に努めます。また、中心市街地では、通りづくりを推進し、ユニバーサルデザインに配慮し、空き店舗活用に向けた取組みなど回遊性に優れた歩行者ネットワークの形成を図ります。

産業拠点となる工業用地などでは、企業の誘致や工業用地の確保に努めます。

地域拠点となる朝倉地域及び杷木地域の各支所周辺では、周辺の農業生産環境に配慮しながら、日常生活における利便性の向上と居住環境の保全に努めます。また、集落地では、生活道路の整備や下水処理など居住環境の保全に努めるとともに、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

農用地では、ほ場整備や農道、用排水路などの整備を進めるとともに、筑紫平野のまとまった農用地、ほ場整備などの基盤整備を実施した農用地、営農意欲の高い農用地などの優良農用地では、その保全に努めます。

森林では、林業振興のため、林道など生産基盤の整備を進めるとともに、水源かん養機能や防災機能、保健休養機能などの公益的機能の向上を図り、保全と育成に努めます。

筑後川水系をはじめとする河川・水面等では、貴重な生物の生息・生育空間としての機能と水質の保全、親水性を生かした公園・広場整備による活用、農業用水、生活水の確保、治水対策などに努めます。

- 本計画の基本理念である「水と緑を育み 街を潤す 調和のとれた市土の創造」の実現のための総合的な地域整備政策の計画的な推進
- 市街地におけるユニバーサルデザインに配慮した通りづくりの推進、甘木鉄道・西日本鉄道甘木駅との連携などによる居住環境の維持・向上
- 中心市街地における歩行空間の創出
- 企業の誘致や工業用地の確保
- 朝倉地域及び杷木地域の地域拠点における日常生活の利便性の向上と居住環境の保全
- 集落地における地域コミュニティの維持・活性化
- 筑紫平野のまとまった農用地などの優良農用地の保全
- 森林の保全と育成
- 河川・水面等における水質の保全、農業用水や生活水の確保、治水対策等

□土地利用にかかる環境の保全及び安全性、快適性の確保

無秩序な開発を抑制することで、水源地域としての森林の保全・育成、土砂災害や地震、水害など自然災害被害の軽減、公害の防止を図るとともに、秋月地区などをはじめとする歴史的まちなみや歴史・文化遺産の保存、景観の保全に努めます。

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害のおそれのある区域の防災事業へ協力し、地域の安全性の確保に努めます。また、筑後川水系の河川等について、河川改修など治水事業へ協力し、洪水などに対する防災対策に努めます。

被害を出さないための防災や被害を最小限にとどめる減災など地域強靱化計画に基づいて進めていきます。

復興計画に基づき、市民と市が主体となり、国・県、関係機関等と協働で復旧・復興に取り組みます。市民の「思い」、「願い」を復旧・復興に反映しながら、市民に寄り添い、市民の思いを大切にしまちづくりに取り組みます。

朝倉市にある歴史・文化遺産については、貴重な地域資源であることから、その保全や保存に努めることはもとより、観光・レクリエーション資源としての活用も図ります。

筑後川水系や筑紫山地の山並み、筑紫平野の風景など、朝倉らしさを形成する景観の保全とともに、魅力ある景観づくりを市民や事業者と連携して進めます。

また、良好な居住環境の形成、市街地の活性化や再生において必要な開発行為については、公害の防止を指導するとともに、必要に応じて環境影響評価の実施を指導します。

- 土砂災害や地震、水害など自然災害の軽減
- 公害の防止の推進
- 秋月地区の歴史的まちなみや歴史・文化遺産の保存、景観の保全
- 防災事業の推進による地域の安全性の確保
- 河川改修などによる治水事業の推進と洪水などに対する防災対策
- 歴史・文化遺産の保全や保存とその有効活用
- 朝倉らしさを形成する景観の保全
- 開発行為時における環境影響評価の実施

□土地利用の転換の適正化及び有効利用の推進

土地利用転換については、農用地と森林等が主となることから、次の点に留意して進めます。
農用地の利用転換では、地域農業への影響、地域環境の保全、地域防災、景観形成などに配慮し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制しながら、優良農用地の確保に努めます。

森林等の利用転換では、水源地域であることから、水源の森の確保に努めるとともに、地域防災、景観形成及び生物多様性の保全等の公益的機能の維持を図るために、原則として抑制を図り、森林等の確保に努めます。

- 地域農業への影響、地域環境の保全、地域防災、景観形成などに配慮した農用地の利用転換
- 森林等の利用転換は原則として抑制を図る

□土地に関する調査の実施及び成果の普及

土地利用に関する政策の的確な実施のために、土地利用の動向及び土地取引の状況、自然環境の保全状況などに関する土地情報を総合的かつ系統的に調査を進め、市土の実情を把握します。

また、市民による市土に対する理解を深めるために、土地に関する各種情報や調査結果を公開します。

- 土地情報に関する総合的かつ系統的な調査の推進と市土の実情把握
- 土地に関する各種情報の公開や調査結果の普及、啓発

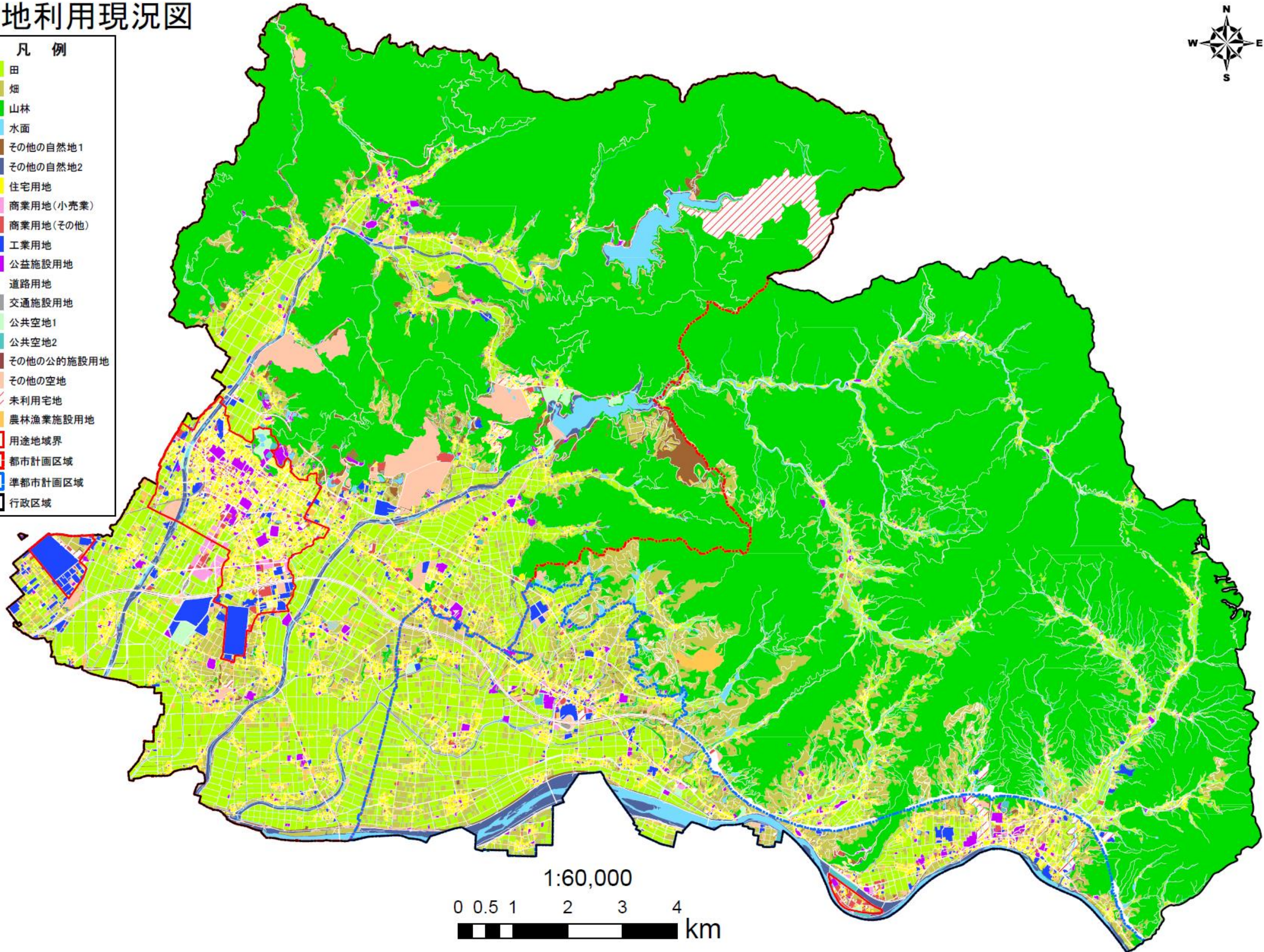
□計画の推進

本計画の目標を実現するために、市土の現状と動向、土地利用に関する施策の現状と課題、計画達成状況の把握などの管理・運営を適切に行います。

○市土の現状と動向、土地利用に関する施策の現状と課題、計画達成状況の把握などの適切な管理・運営

土地利用現況図

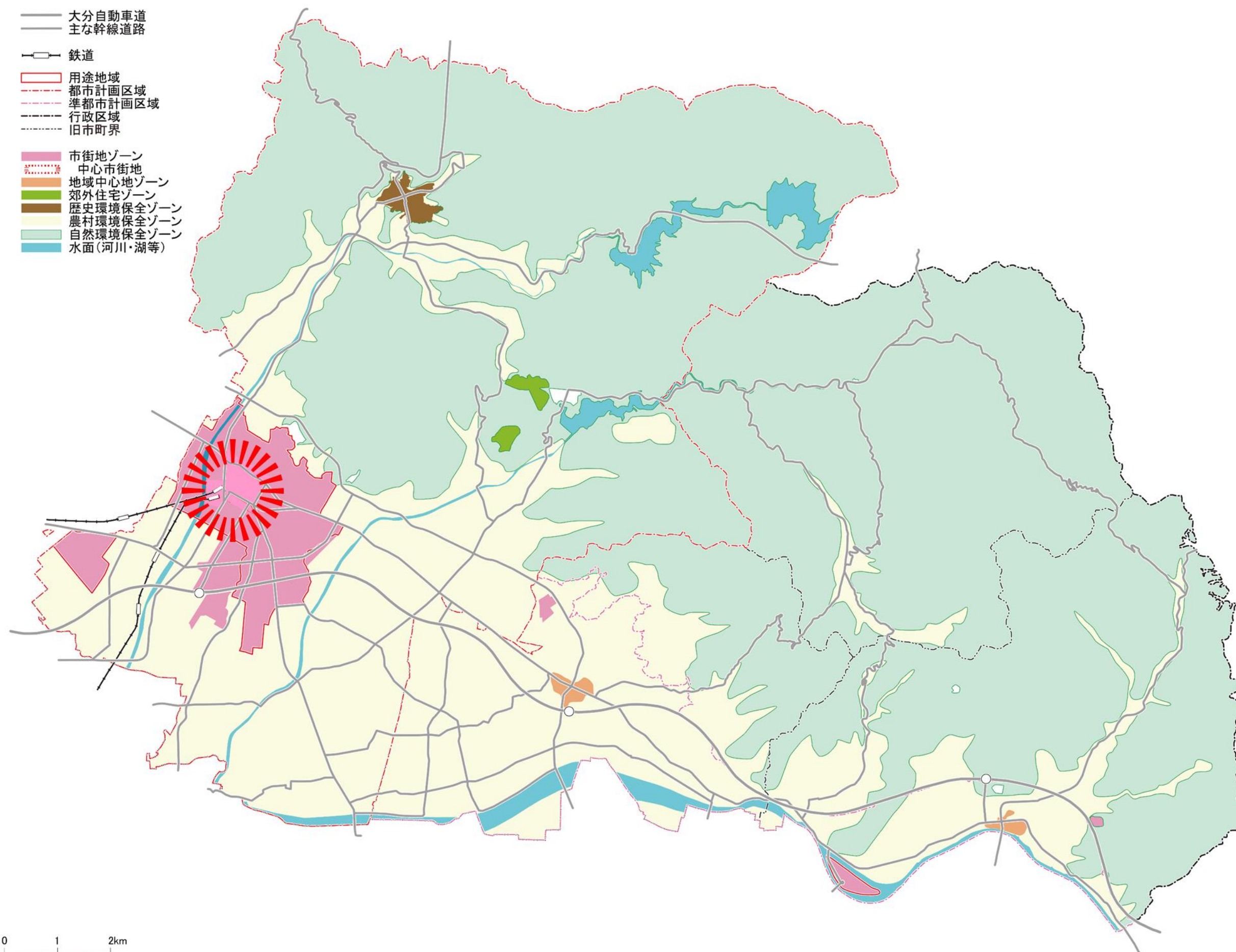
- 凡 例
- 田
 - 畑
 - 山林
 - 水面
 - その他の自然地1
 - その他の自然地2
 - 住宅用地
 - 商業用地(小売業)
 - 商業用地(その他)
 - 工業用地
 - 公益施設用地
 - 道路用地
 - 交通施設用地
 - 公共空地1
 - 公共空地2
 - その他の公的施設用地
 - その他の空地
 - 未利用宅地
 - 農林漁業施設用地
 - 用途地域界
 - 都市計画区域
 - 準都市計画区域
 - 行政区域



1:60,000

0 0.5 1 2 3 4 km

土地利用構想図



中心市街地の範囲

本市の中心市街地は「中心市街地の活性化に関する法律」の第 2 条の定義を踏まえて、以下の通りとします。

- ①福岡県が定めた福岡都市圏都市計画区域マスタープランによる「広域拠点」と都市再生整備計画「新プラン 21」の事業エリアを含む範囲とします。
- ②商業・業務機能などが集積する商業系用途地域（商業地域・近隣商業地域）を含む範囲とします。
- ③甘木駅（甘木鉄道、西日本鉄道）及びその周辺を含む街区の範囲とします。
- ④その境界については、主に国道・県道及び河川で囲んだ範囲を基本に、南北については、公共施設（北側：甘木郵便局等、南側：ピーポート等）を含む市道などの道路で囲む街区の範囲とします。

中心市街地の活性化に関する法律（抜粋）

（中心市街地）

第 2 条 この法律による措置は、都市の中心の市街地であつて、次に掲げる要件に該当するもの（以下「中心市街地」という。）について講じられるものとする。

- 1 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。
- 2 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。
- 3 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

參考資料

参考資料

1. 計画説明資料

1) 利用区分の定義及び把握方法

地目区分	定義	把握方法
1. 農用地	耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地	
(1) 農地	耕作の目的に供される土地（農地法第2条第1項）。畦畔を含み、水路、農道は含まない。	「固定資産の価格等の概要調書」の農地評価総地積の合計
(2) 採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの（農地法第2条第1項）。	「世界農林業センサス林業編」の「採草放牧に利用されている面積」のうち、「森林以外の草生地」
2. 森林	木竹が集団して生育している土地又は木竹の集団的な生育に供される土地。国有林と民有林の合計である。 (1) 国有林 〔林野庁所管国有林〕 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧に利用されている採草放牧地を除いたもの。 〔官行造林地〕 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。 〔その他省庁所管国有林〕 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林 (2) 民有林 国以外の者が所有する森林法第2条第1項に定める森林	「福岡県林業統計要覧」の「国有林」と「民有林」の合計
3. 原野	未墾の土地でかん木やすすき等の野草が生育している土地をいい、既墾の土地でも長期にわたり耕作しないで放置し、現在原野化している土地も含む。	「世界農林業センサス林業編」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」を除いた面積

地目区分	定義	把握方法
4.水面、河川、水路	水面、河川、水路の合計	
(1)水面	湖沼（人造湖及び天然湖沼）及び溜池。 満水時の水面面積であり堤体は含まない。	ダム湖については、水資源機構の資料による。 ため池については、「朝倉市ため池一覧表」による。
(2)河川	河川法に定める一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域で、堤防敷を含む。	福岡県朝倉県土整備事務所の河川区域及び延長の資料に基づき、区間を区切り、区間ごとの平均幅員に区間延長を乗じて求めた。
(3)水路	農業用排水路	$\text{水路面積} = (\text{整備済水田面積}) \times (\text{整備済水田の水路率 } 0.069) + (\text{未整備済水田面積}) \times (\text{未整備済水田の水路率 } 0.039)$
5.道路	一般道路（道路法第2条第1項）及び農道、林道の合計で、道路敷面積である。	
(1)高速道路	高速自動車国道法に定める道路（一般道路の一部であるがその性格上、分離して把握した）	NEXCO 九州支社の資料による。
(2)一般道路	一般国道、県道及び市道	一般国道及び県道については、福岡県「道路現況表」による。 市道については、「道路現況台帳」による。
(3)農道	水田における農道と畑における農道及び農道台帳による農道の合計	「農業資源調査（農道整備状況）調査票」及び「農道延長総括台帳」による農道延長に一定幅員（4m又は8m）を乗じて求めた。
(4)林道	国有林林道及び民有林林道の合計	「林道台帳」による林道延長に平均幅員（15m）を乗じて求めた。

地目区分	定義	把握方法
6.宅地	建物の敷地及びその維持若しくは効用を果たすために必要な土地	「固定資産の価格等の概要調書」の「土地に関する概要調書報告書」の宅地のうち、「評価総地積」及び「非課税地積」の合計。
(1)住宅地	「土地に関する概要調書報告書」の宅地のうち小規模住宅用地、一般住宅用地及び公営住宅用地を合計したもの。	公営住宅用地については、市及び県資料による。
(2)工業用地	「工業統計表（用地・用水編）」の「事務所敷地面積」を従業員 10 人以上の事業所敷地面積に補正したもの。	工業統計表（用地・用水編）
(3)その他の宅地	(1)(2)の区分のいずれにも該当しない宅地	「宅地面積」－(1)－(2)
7.その他	市町村の総面積から「農用地」「森林」「原野」「水面・河川・水路」「道路」「宅地」の各面積の総和を差し引いた面積	－
8.総土地面積	国土交通省国土地理院公表の「全国都道府県市区町村別面積調」による面積	－
9.市街地	国勢調査による人口集中地区	国勢調査による。

2)人口及び世帯の推移と見通し

区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和7年	令和12年
人口	総数(人)	61,707	59,385	56,355	52,444	45,324	42,349
	男	28,899	27,789	26,284	24,532	21,201	19,810
	女	32,808	31,596	30,071	27,912	24,123	22,539
	0～14歳	9,501	8,223	7,255	6,307	5,212	4,828
	15～64歳	37,879	36,066	33,467	28,952	22,481	20,582
	65歳以上	14,302	15,048	15,560	16,607	17,631	16,939
世帯	総数(戸)	18,540	18,737	19,064	19,088	19,136	19,160
	平均人員(人)	3.33	3.17	2.96	2.75	2.37	2.21
就業者数	総数(人)	31,283	30,041	27,763	26,038	22,477	20,675
	第1次	5,645	5,266	4,141	3,666	2,207	1,501
	第2次	8,839	7,693	6,612	6,216	4,207	3,312
	第3次	16,748	16,937	15,810	14,591	13,362	12,602

- 注) 1. 平成12年、平成17年、平成22年、平成27年は国勢調査による
 2. 人口割、就業者数割において「分類不能」は、総数のみに算入。
 3. 令和7年、令和12年は朝倉市人口ビジョン（ケース1）による

3)利用区分別土地利用の推移と目標

(1)市土地利用の推移と目標

(単位:ha)

区分	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 7年	令和 12年
農用地	5,799	5,783	5,770	5,761	5,753	5,737	5,720	5,703	5,685	5,651	5,235	5,147
農地	5,799	5,783	5,770	5,761	5,753	5,737	5,720	5,703	5,685	5,651	5,235	5,147
採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林	13,515	13,515	13,515	13,515	13,544	13,544	13,544	13,544	13,544	13,530	13,530	13,530
原野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	988	987	987	986	986	986	986	975	975	975	1,093	1,091
道路	1,014	1,021	1,028	1,032	1,036	1,043	1,045	1,053	1,065	1,066	1,072	1,075
宅地	1,629	1,629	1,628	1,636	1,639	1,643	1,648	1,652	1,657	1,665	1,688	1,709
住宅地	931	934	939	943	946	948	949	951	954	958	976	990
工業用地	226	225	-	233	228	242	255	252	248	255	257	259
その他の宅地	472	470	-	460	465	453	444	449	455	452	455	460
その他	1,726	1,736	-	1,741	1,713	1,718	1,728	1,744	1,745	1,784	2,053	2,119
合計	24,671	24,671	24,671	24,671	24,671	24,671	24,671	24,671	24,671	24,671	24,671	24,671

(2)農用地面積と関係指標の推移と目標

区分	農用地面積(ha)			人口(人)	農業就業人口 (人)	人口1人当たり 農用地面積(a)	農業就業人口1 人当たり農用地 面積(a)
	農地	採草放牧地	計				
平成21年	5,799	0	5,799	-	-	-	-
平成22年	5,783	0	5,783	56,355	4,435	10.3	130.4
平成23年	5,770	0	5,770	-	-	-	-
平成24年	5,761	0	5,761	-	-	-	-
平成25年	5,753	0	5,753	-	-	-	-
平成26年	5,737	0	5,737	-	-	-	-
平成27年	5,720	0	5,720	52,444	3,096	10.9	184.8
平成28年	5,703	0	5,703	-	-	-	-
平成29年	5,685	0	5,685	-	-	-	-
平成30年	5,651	0	5,651	-	-	-	-
令和7年	5,235	0	5,235	-	-	-	-
令和12年	5,147	0	5,147	-	-	-	-

資料:「固定資産の価格等の概要調書」農地の「評価総地積」

農林業センサス(農業就業人口)

国勢調査(人口)

(3)森林面積と関係指標の推移と目標

区分	森林面積(ha)	人口(人)	市面積(ha)	人口1人当たり森林面積(m ²)	市面積に占める森林面積の割合(%)
平成21年	13,515	—	24,671		54.8%
平成22年	13,515	56,355	24,671	24.0	54.8%
平成23年	13,515	—	24,671		54.8%
平成24年	13,515	—	24,671		54.8%
平成25年	13,544	—	24,671		54.9%
平成26年	13,544	—	24,671		54.9%
平成27年	13,544	52,444	24,671	25.8	54.9%
平成28年	13,544	—	24,671		54.9%
平成29年	13,544	—	24,671		54.9%
平成30年	13,530	—	24,671		54.8%
令和7年	13,530		24,671		54.8%
令和12年	13,530		24,671		54.8%

資料:福岡県林業統計要覧

国勢調査(人口)

(4)水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標

区分	水面等の面積 (ha)				人口 (人)	市面積 (ha)	人口千人当たり 水面等の面積 (a)	市面積に占める 水面等の面積 の割合 (%)
	水面	河川	水路	計				
平成21年	218	551	219	988	-	24,671	-	4.0%
平成22年	218	551	218	987	56,355	24,671	386.8	4.0%
平成23年	218	551	218	987	-	24,671	-	4.0%
平成24年	218	551	217	986	-	24,671	-	4.0%
平成25年	218	551	217	986	-	24,671	-	4.0%
平成26年	218	551	217	986	-	24,671	-	4.0%
平成27年	218	551	217	986	52,444	24,671	415.7	4.0%
平成28年	218	551	206	975	-	24,671	-	4.0%
平成29年	218	551	206	975	-	24,671	-	4.0%
平成30年	218	551	206	975	-	24,671	-	4.0%
令和7年	338	551	204	1,093	-	24,671	-	4.4%
令和12年	338	551	202	1,091	-	24,671	-	4.4%

資料: 水面: ため池台帳

河川: 河川現況調査

水路: 整備済水田面積、未整備水田

面積に水路率を乗じて算出

国勢調査

(5)道路面積と関係指標の推移と目標

区分	道路の面積(ha)					人口(人)	市面積(ha)	人口千人当たり 道路面積(ha)	市面積に占める 道路面積の割合(%)
	高速道路	一般道路	農道	林道	計				
平成21年	126	646	126	116	1,014	—	24,671	—	4.1%
平成22年	126	647	130	118	1,021	56,355	24,671	18.1	4.1%
平成23年	126	650	132	120	1,028	—	24,671	—	4.2%
平成24年	126	651	133	122	1,032	—	24,671	—	4.2%
平成25年	126	652	135	123	1,036	—	24,671	—	4.2%
平成26年	126	656	136	125	1,043	—	24,671	—	4.2%
平成27年	126	657	137	125	1,045	52,444	24,671	19.9	4.2%
平成28年	126	663	138	126	1,053	—	24,671	—	4.3%
平成29年	126	671	141	127	1,065	—	24,671	—	4.3%
平成30年	126	672	141	127	1,066	—	24,671	—	4.3%
令和7年	126	673	146	127	1,072	—	24,671	—	4.3%
令和12年	126	674	146	129	1,075	—	24,671	—	4.4%

資料：高速道路：NEXCOため池台帳

国道・県道・市道：道路現況調書等

農道・林道：道路現況調書に

平均幅員を乗じて算出

国勢調査

(6) 宅地面積と関係指標の推移と目標

① 宅地面積と関係指標の推移と目標

区分	宅地面積(ha)	世帯数(世帯)	1世帯当たり 宅地面積(m ²)
平成21年	1,629	－	－
平成22年	1,629	19,064	854.5
平成23年	1,628	－	－
平成24年	1,636	－	－
平成25年	1,639	－	－
平成26年	1,643	－	－
平成27年	1,648	19,088	863.4
平成28年	1,652	－	－
平成29年	1,657	－	－
平成30年	1,665	－	－
令和7年	1,688	－	－
令和12年	1,709	－	－

資料: 固定資産の価格等の概要調書等
国勢調査

②住宅地面積と関係指標の推移と目標

区分	住宅用地面積(ha)	世帯数(世帯)	1世帯当たり 住宅用地面積(m ²)
平成21年	931	-	-
平成22年	934	19,064	489.9
平成23年	939	-	-
平成24年	943	-	-
平成25年	946	-	-
平成26年	948	-	-
平成27年	949	19,088	497.2
平成28年	951	-	-
平成29年	954	-	-
平成30年	958	-	-
令和7年	976	-	-
令和12年	990	-	-

資料:固定資産の価格等の概要調書等
国勢調査

③工業用地面積と関係指標の推移と目標

区分	工業用地面積(ha)	従業者数(人)	従業者1人当たり 工業用地面積(m ²)
平成21年	226	4,864	464.6
平成22年	225	4,938	455.7
平成23年	—	—	—
平成24年	233	4,914	474.2
平成25年	228	5,374	424.3
平成26年	242	5,549	436.1
平成27年	255	—	—
平成28年	252	5,670	444.4
平成29年	248	5,292	469
平成30年	255	5,794	440
令和7年	257	5,650	454.9
令和12年	259	5,500	470.9

資料:工業統計調査

福岡県土地利用動向調査

④その他宅地面積と関係指標の推移と目標

区分	その他の宅地面積(ha)	人口(人)	1人当たりその他の宅地面積(m ²)
平成21年	472	—	—
平成22年	470	56,355	83.4
平成23年	—	—	—
平成24年	460	—	—
平成25年	465	—	—
平成26年	453	—	—
平成27年	444	52,444	84.7
平成28年	449	—	—
平成29年	455	—	—
平成30年	452	—	—
令和7年	455	—	—
令和12年	460	—	—

資料: 固定資産の価格等の概要調書等

国勢調査

2.用語集

■あ行

■か行

花崗閃緑岩類

花崗岩は、火成岩（マグマが固結したもの）の一種で、花崗閃緑岩は花崗岩の一種

環境影響評価

主として大規模開発事業等による環境への影響を事前に調査、予測、評価を行い、その結果を踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げる手続きのことを指す場合が多い。「環境アセスメント」や略して「環境アセス」とも称する。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上等）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地について、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定に基づき知事が指定した区域。

国有林

国が所有する森林。

コミュニティ

地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で、住民の自主性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団。

■さ行

重要伝統的建造物群保存地区

市町村が条例等により決定した「伝統的建造物群保存地区」のうち文化財保護法の規定に基づき、特に価値が高いものとして文部科学大臣が選定したもの。

集落地

いわゆる農村集落などの集落と同義

準都市計画区域

都市計画区域外の区域で、そのまま土地利用を整理することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域について都道府県が指定するもの。準都市計画区域では、定めることができる都市計画は限定されており、都市施設、市街地開発事業、地区計画等は定めることができない。

人口集中地区

国勢調査区を基礎単位として、人口密度の高い地区（4,000人/km²以上）の区域が隣接し、さらにこれらの区域の人口が5,000人以上となる地区。

水源かん養

植物や土壌などが雨水を一時的に貯え水源の枯渇を防ぎ、併せて水流が一時に河川に集中して洪水が起こるのを防ぐこと。

ストック

物を蓄えること。また、蓄えた物。在庫品。ここでは、既に整備された道路や公園、公益施設などを指す。

生物多様性

生物の多様性に関する条約によると「全ての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。

総合計画

地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画であり、地方自治法第2条第4項に規定されている。

その構成は、まちづくりのビジョン（目指すべき将来都市像）を示す基本構想、基本構想で示された都市像を実現するための施策を定める基本計画、基本計画で方向付けられた施策を具体的な事業として実現する実施計画の3つから成る。

■た行

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

地区計画

良好な環境の形成または保持のため、合理的な土地利用を行うことを目的に、都市計画で定める制度。建築物の用途、敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定めることができる。

地すべり防止区域

地すべり地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校などの公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして、国土交通大臣が指定した土地。

伝統的建造物群保存地区

市町村が、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの、及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、都市計画決定した、又は条例で定めた地区。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成などを行うため、建築物などについての必要な建築を制限する制度。

特別用途地区

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るための地区。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

都市計画マスタープラン

平成 4 年の都市計画法の改正により市町村に義務づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。「都市マス」と略すこともある。

土石流危険渓流

土石流が発生する危険性があり、人家又は学校などの公共施設に被害をもたらす可能性がある渓流。

■な行

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。担い手農業者とも呼ばれる。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（農振法と略す）に基づき、優良農地の確保を中心とした総合的かつ計画的な農業の振興を目指すための地域。

農業振興地域整備計画

農振法に基づき優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画。

農用地区域

農業振興地域の中で、「農用地等」として利用すべき土地の区域。農用地等とは、農地法でいう「農地」及び「採草放牧地」のほか、農業用施設の用に供される土地など。

■は行

パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。通称「パブコメ」。

バリアフリー（化）

障がいのある人や高齢者などの日常生活や社会生活における、物理的、心理的、情報に係わる障害（バリア）を取り除いていくこと。

変成岩類

変成岩は、堆積等で形成された地層が、熱あるいは高温によって変化した岩石。「類」はいくつかの種類があることの総称。

保安林

水源のかん養、土砂の崩落その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。

■ま行

民有林

国有林以外の森林。

■や行

用途地域

都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。

策定経過の概要

項目	期間	内容
プロジェクトチーム会議 第 1 回	令和元年 7 月 1 日	見直しの進め方、方針協議
第 2 回	令和元年 8 月 29 日	実績値に基づく検討と、今後の見込みについて協議
第 3 回	令和元年 10 月 4 日	関係課より出された、現状、課題、今後の方向性について協議
第 4 回	令和元年 12 月 21 日	本文内容の最終確認と、図面の確認
策定委員会 第 1 回	令和 3 年 5 月 31 日	第 2 次計画における基本方針の確認 主な改正点
第 2 回	令和 3 年 11 月 8 日	第 2 次計画における中心市街地の設定 意見・質疑に対する回答
第 3 回	令和 4 年 11 月 2 日	素案の策定 第 2 次計画（案）の決定
国土利用計画審議会 第 1 回	令和 4 年 1 月～6 月 （コロナ禍のため、各 委員個別訪問対応に て実施）	素案の説明・意見聴取
第 2 回	令和 4 年 11 月 17 日	諮問
パブリックコメント	令和 4 年 5 月	
議会	令和 4 年 3 月 18 日	素案の説明・意見聴取

朝倉市第2次国土利用計画

発行 朝 倉 市

令和5年 1月

編 集

朝倉市都市建設部都市計画課

住所 〒838-8601 福岡県朝倉市菩提寺 412-2

電話：0946-22-1111

FAX：0946-22-1850

E-mail：toshi@city.asakura.lg.jp

<http://www.city.asakura.lg.jp>